

資料-7

全国健康関係主管課長会議資料

平成23年2月4日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
疾病対策課
肝炎対策推進室

— 目 次 —

肝炎対策について

1. 国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業等について 1
2. インターフェロン治療等を始めとする早期かつ適切な治療の一層の推進について 2
3. 肝疾患診療連携拠点病院について 3
4. 肝炎等肝疾患に係る普及啓発の一層の推進について 3

○ 肝炎対策について

我が国における肝炎の患者・感染者数は、B型で約110～約140万人、C型で約190～約230万人存在すると推定されており、肝硬変や肝がんといったより重篤な疾病への進展を防止するため、肝炎感染者の早期発見及び肝炎患者の早期・適切な治療の推進が、国民の健康保持の観点から喫緊の課題となっている。

そこで、厚生労働省では、平成20年度から、インターフェロン医療費助成事業や委託医療機関における肝炎ウイルス検査の無料化実施を含む、新たな肝炎総合対策を推進しているところである。また、平成22年度からは、B型肝炎に対する核酸アナログ製剤治療を助成対象に加えるなど、医療費助成の拡充を行い、肝炎治療の一層の促進を図っているところである。

一方で、肝炎対策をより一層推進するため、平成22年1月に「肝炎対策基本法」（平成21年法律第97号）が施行され、同法の趣旨・理念を踏まえた施策等を進めていくこととしている。このため、各都道府県におかれても、本法の趣旨等を踏まえた肝炎対策への取組について、管内市町村、関係団体・機関等に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

また、同法に規定された「肝炎対策基本指針」の策定に向け、肝炎対策推進協議会における議論等を踏まえながら、具体的な施策の検討などに取り組んでいるところである。今後とも、肝炎対策に係る種々の依頼などをさせていただくこととなるので、御協力をお願いする。

なお、平成23年度においては、同法の趣旨等を踏まえ、より一層肝炎対策を強化し、早期発見・早期治療の更なる促進を図るため、平成22年度予算額から約2億円増となる約238億円を計上したところである。

具体的には、

- ・肝炎治療促進のための環境整備、
- ・肝炎ウイルス検査の促進、
- ・健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応、
- ・国民に対する正しい知識の普及と理解、
- ・研究の推進、

を柱として、肝炎総合対策に引き続き取り組んでいくこととしているが、特に次の事項については、その適正かつ円滑な実施に格段の御配慮をお願いする。

1. 国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業等について

平成23年度予算（案）においては、肝炎対策基本法の趣旨等を踏まえた新たな取組として、元気な日本復活特別枠で要望していた「国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業」が、総額約35億円で認められたところである。

早期発見・早期治療の促進のためには、肝炎ウイルス感染の有無を認識することがとりわけ重要であることから、平成23年度から、肝炎ウイルス検査の未受検者に対する個別の受検勧奨を始め、治療に踏み切れない者等に対して助言を行うことで適切な治療へつなげるための人材養成や、受療の促進の一助となる肝炎に関する

る各種情報を掲載した手帳の配布等を実施する予定である。

具体的には、下記のとおりであるが、受検勧奨及び適切な受療勧奨の一層の促進のため、住民や医療機関等に対する周知に遺漏なきよう取り組んでいただきたい。

(1) 特定年齢の者を対象とした個別勧奨メニュー等の追加

① 40歳以上の5歳刻みの者を対象とした個別勧奨

市町村が実施主体となって行う健康増進事業の肝炎ウイルス検診において、受検に関する通知を対象者に直接送付する。

② 検査費用に係る自己負担分の負担軽減

個別勧奨対象者の肝炎ウイルス検査の自己負担分を軽減（無料とすることも可能）することにより、受検促進を図る。

③ 出張型検査の実施

検査会場を保健所や委託医療機関内だけでなく、県内各所の要請に応じた検査会場とすることも可能とする。

(2) 適切な肝炎治療へつなげるための人材養成等メニューの追加

① 市町村の保健師、医療機関の看護師、企業等の健康管理担当者等に対して肝炎に関する情報（支援制度、医療提供体制等）を習得させ、治療に結びついていない要治療者に助言を行う。

② 肝炎患者や肝炎ウイルス検査で陽性と判断された者等に対して、肝炎の基礎情報から公的支援制度の概要、治療経過の記録等ができる手帳を配布する。

なお、都道府県、保健所設置市等が主体となって行う緊急肝炎ウイルス検査事業については、平成23年度においても継続して実施することとしている。については、従前の肝炎ウイルス検査事業とともに、一人でも多くの感染者の早期発見に資するよう、積極的な広報、運用をお願いしたい。

2. インターフェロン治療等を始めとする早期かつ適切な治療の一層の推進について
平成21年度インターフェロン医療費助成に係る治療受給者証の新規交付件数は、約2.7万人であった。平成23年度においては、肝炎患者が早期に適切な治療を受けられるよう、更なる取組が必要である。

そこで、各都道府県におかれでは、

- (1) 感染者であることを知らない者への対策として、肝炎ウイルス検査の受検勧奨の強化、検診専門クリニックを含めた委託医療機関の増加、
- (2) 検査により肝炎であることの自覚があるが、通院していない者への対策として、産業医や地域のかかりつけ医を通じた受療勧奨等による肝炎治療の必要性等、正しい知識の普及推進、
- (3) 肝炎のため通院しているが、治療に適した医療機関にアクセスできていない者への対策として、相談センター・地域医療機関等に関するホームページ等での情報提供、肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会等を通じた地域の肝疾患診療ネットワーク構築を始めとする、肝疾患診療連携拠点病院における

活動の支援、

- (4) 肝炎のため通院し、インターフェロン治療を勧められている者への対策として、医療費助成制度の更なる周知徹底、肝疾患相談センターに係る広報強化、相談員に対する研修の充実、事業主等に対する肝炎治療への配慮の要請等、積極的な取組をお願いしたい。

3. 肝疾患診療連携拠点病院について

都道府県においては、中核医療施設となる肝疾患診療連携拠点病院を原則1か所選定していただき、

- (1) 肝疾患に係る一般的な医療情報の提供、
- (2) 都道府県内における肝疾患の専門医療機関等に関する情報の収集や紹介、
- (3) 医療従事者や地域住民を対象とした研修会、
- (4) 肝疾患に関する専門医療機関等との協議の場（肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会）の設定

等の業務を行うとともに肝疾患相談センターを設け、患者、キャリア、家族からの相談等に応じていただくこととしている。

また、平成21年度からは、肝疾患相談センターに対する補助について、1都道府県当たりから1拠点病院当たりの補助としているので、引き続き積極的な活用をお願いする。

なお、平成20年11月には、国においてもこれら拠点病院を支援する「肝炎情報センター」を設置し、ホームページによる情報提供、各都道府県肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会の開催や拠点病院職員に対する研修の実施等、各種の事業を取り組んでいるので、各拠点病院との緊密な連携が図られるよう御協力をお願いしたい。

4. 肝炎等肝疾患に係る普及啓発の一層の推進について

肝炎の早期発見・早期治療の促進、肝炎に係る偏見・差別の解消に向けては、肝疾患についての正しい知識の更なる普及啓発が不可欠である。

各都道府県におかれでは、5月に予定されている肝臓週間における重点的な普及啓発活動、都道府県ホームページや広報紙を通じたPRなど、より一層積極的な取組をお願いしたい。

また、各都道府県等におかれでは、

- (1) 肝炎ウイルス検査の受診勧奨強化

緊急肝炎ウイルス検査事業の委託医療機関を増加し、どこでも検査が受けられるような体制を整備する。

- (2) 肝炎ウイルス検査や肝炎治療等に係る正しい知識の普及推進

検査により肝炎であることの自覚はあるが、通院していない者への対策と

して、産業医やかかりつけ医などの身近な医師から、治療の必要性を伝えるなどの普及啓発形態を工夫する。

(3) 通院者に対する、治療に適した医療機関等の情報提供

肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患相談センター、地域医療機関等に関する情報を提供する。

(4) インターフェロン治療を勧められている者への情報提供

経済的負担が原因で治療を受けていない者に対しては、医療費助成制度の存在を認識できるよう、気がつきやすい広報を工夫し、多忙又は治療に対する不安などが原因で治療を受けていない者に対しては、その悩みを解消できるよう、事業主等に対して肝炎治療への配慮を要請する、肝疾患相談センターにおける広報強化を行う。

など、各都道府県等の実情に応じた取組をお願いしたい。

参 考 資 料

一 参 考 資 料 目 次 一

1. 平成23年度肝炎対策予算案概要 資-1
2. 平成23年度肝炎治療特別促進事業（案） 資-11
3. 肝炎ウイルス検査の促進 資-12
4. 肝疾患診療連携拠点病院一覧 資-13
5. 肝炎対策基本法及び肝炎対策推進協議会 資-14

肝炎対策の推進

平成23年度肝炎対策関連予算（案） 238億円（236億円）
(うち特別要望枠分 40億円)

1 肝炎治療促進のための環境整備

152億円（180億円）

○ 肝炎治療に係る医療費助成の継続実施

- ・ インターフェロン治療又は核酸アナログ製剤治療を必要とするB型及びC型肝炎患者がその治療を受けられるよう、引き続き、医療費を助成する。

☆ 適切な治療への連携（1億円）

- ・ 肝炎の治療に必要な情報等を記載した手帳の配布や健康管理担当者等が肝炎に対する知識を習得することで、未治療者等を適切な治療へつなげる。

2 肝炎ウイルス検査の促進

55億円（26億円）

○ 保健所における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の整備

- ・ 検査未受検者の解消を図るために、利便性に配慮した検査体制を整備する。
※ 緊急肝炎ウイルス検査事業の延長。

○ 市町村等における肝炎ウイルス検査等の実施

☆ 個々人のニーズに応じたサービスの提供に向けた新たな取組（33億円）

- ・ 出張型の検査を行うことにより、個別の受検機会を提供する。（出前検診）
- ・ 検診受検に係る自己負担の軽減が可能な個別勧奨メニューを追加。

3 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、

肝硬変・肝がん患者への対応

7億円（8億円）

○ 診療体制の整備の拡充

- ・ 都道府県において、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院」を整備し、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制（相談センター）を整備するとともに、国が設置した「肝炎情報センター」において、これら拠点病院を支援する。

○ 肝硬変・肝がん患者に対する心身両面のケア、医師に対する研修の実施

4 国民に対する正しい知識の普及

2億円（2億円）

○ 職場や地域などあらゆる方面への正しい知識の普及

☆ 検査の受検促進などに資する肝炎検査の受検状況等の実態把握（1億円）

5 研究の推進

21億円（20億円）

○ 肝炎研究7カ年戦略の推進

- ・ 「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ、肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進する。（厚生科学課計上分）

☆ 健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト（うち肝炎関連分野）

- ・ 肝炎感染予防ガイドラインの策定等、肝炎総合対策を推進するための基盤に資する行政的研究を実施する。（厚生科学課計上分）（5億円）

（注）☆印は特別要望枠事項

【肝炎対策に係る特別要望枠の概要】

総額 4, 044百万円

国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業

3, 544百万円

☆ 適切な治療への連携

119百万円

・ 肝炎患者支援手帳の作成・配布

53百万円

肝炎患者等に対して、肝炎の病態・治療方法・肝炎医療に関する制度等を記載した「肝炎患者支援手帳」を配布し、今後の適切な治療を促進する。(補助先：都道府県)

・ 地域肝炎治療コーディネーターの養成

66百万円

市町村の保健師、地域医療機関の看護師や民間企業の健康管理担当者等を対象として、検査の受検勧奨方法や要診療者に対する受診勧奨方法、肝炎に関する既存制度の知識について習得させ、肝炎患者等に対して肝炎治療のコーディネートができる者を養成する。

(補助先：都道府県)

☆ 個々人のニーズに応じたサービスの提供に向けた新たな取組

3, 324百万円

・ 特定感染症検査等事業における出張型検診の実施

98百万円

各地域の医師会等と連携するなど、地域内の要請に応じて出張型の肝炎ウイルス検診を実施することにより受検の促進を図るとともに、健康保持に対する支援を行う。

(補助先：都道府県、保健所設置市、特別区)

・ 健康増進事業の肝炎ウイルス検診へ個別勧奨メニューを追加 3, 226百万円

市町村が実施している肝炎ウイルス検診において、40歳以上5歳刻みの方を対象として、受検に係る自己負担の軽減が可能な個別勧奨メニューを追加し、未受検者に対する受検促進の一層の強化を図る(補助先：市町村)

☆ 各種施策の充実に向けた取組

100百万円

・ 肝炎検査受検状況実態把握事業

肝炎ウイルス検査のさらなる受検促進等を図るために、年齢や性別等の属性、検査の受検状況等に関する実態把握を行う。(委託費)

健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト

難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業（うち肝炎関連分野）

【厚生科学課計上分】 500百万円

これまで実施している、新たな治療法の研究や副作用の少ない治療薬の開発などに関する研究に加え、肝炎総合対策を推進するための基盤に資する行政的研究を実施する。

【研究課題例】

- ① 差別偏見の解消及び新規感染の発生予防を目的とした肝炎感染予防ガイドライン等策定のための研究
- ② 医療従事者に対する効果的な研修プログラム策定に関する研究、等

肝炎対策

【うち国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業（特別枠） 35億円】

（1）肝炎治療促進のための環境整備

152億円

インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を必要とする肝炎患者がその治療を受けられるよう、医療費の助成を行う。また、治療対象となる方等に対して、早期治療の促進を図る。

・肝炎治療特別促進事業の実施

151億円

（補助先）都道府県

（補助率）1／2

④・肝炎患者支援手帳事業の実施

元気な日本復活特別枠

53百万円

肝炎患者及び治療が必要となった方等に対して、肝炎の病態・治療方法・肝炎医療に関する制度等を記載した「肝炎患者支援手帳」を配布し、今後の適切な治療を促進する。

（補助先）都道府県

（補助率）1／2

④・地域肝炎治療コーディネーター 養成事業の実施

元気な日本復活特別枠

66百万円

市町村の保健師、地域医療機関の看護師や民間企業の健康管理担当者等を対象として、検査の受検勧奨方法や診療を受ける必要がある方に対する受診勧奨方法、肝炎に関する必要な知識を習得させ、肝炎患者等に対してコーディネートができる者を養成する。

（補助先）都道府県

（補助率）1／2

（2）肝炎ウイルス検査等の促進

55億円

保健所等における利便性に配慮した検査体制を確保し、肝炎ウイルス検査等を実施するとともに、個々人へのアプローチを積極的に行うなど、検査のより一層の促進を図る。

（主な事業）

・保健所における肝炎ウイルス検査等の実施

17億円

保健所等において、希望者に対して肝炎ウイルス検査等を実施する。

④出張型肝炎検査の実施

元気な日本復活特別枠

98百万円（再掲）

各地域の医師会等と連携するなど、地域内の要請に応じて出張型の検査を実施することにより受検の促進を図るとともに、健康保持に対する支援を行う。

（補助先）都道府県、保健所設置市、特別区

（補助率）定額（1／2相当）

- ・健康増進事業における肝炎ウイルス検査等の実施 38億円
健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業のうち、肝炎ウイルス検査等を実施する。

◎個別勧奨による検診受検促進 元気な日本復活特別枠 32億円（再掲）

40歳以上の5歳刻みの方を対象として、肝炎ウイルス検査受検に係る自己負担の軽減が可能な個別勧奨メニューを追加し、未受検者に対する受検促進の一層の強化を図る。

（補助先）都道府県、（間接補助先：市町村）、政令指定都市
（補助率）定額（1／3相当）

（3）健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、
肝硬変・肝がん患者への対応 7億円

都道府県において、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院」を整備し、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制（相談センター）を整備するとともに、肝炎情報センターにおいてこれら拠点病院を支援するほか、患者の視点に立った支援対策等を推進する。また、医師等に研修を行い治療水準の向上を図る。

（主な事業）

- ・肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置等 5.9億円
（補助先）都道府県、独立行政法人等
（補助率）1／2、定額（10／10相当）
- ・かかりつけ医等の研修等 25百万円
（補助先）都道府県、独立行政法人等
（補助率）1／2、定額（10／10相当）

（4）国民に対する正しい知識の普及と理解 1.8億円

Q&Aやリーフレットの作成、講習会やシンポジウムの開催等により、積極的に普及啓発を図るとともに、保健所等において肝炎に関する相談受付を実施するほか、電話・FAXによる相談窓口を設けるなど、患者を含む国民に対する情報提供体制を確保する。また、肝炎ウイルス検査の受検に係る状況を把握し、受検の促進を図る。

（主な事業）

- ・都道府県等における検査の受診勧奨等の普及啓発 64百万円
（補助先）都道府県、保健所設置市、特別区
（補助率）定額（1／2相当）

- ・シンポジウム等による情報提供事業 5百万円
 (補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区
 (補助率) 定額(1/2相当)
- ・肝炎検査受検状況実態把握事業 **元気な日本復活特別枠** 1億円
 肝炎ウイルス検査のさらなる受検促進を図るため、年齢や性別等の属性や、検査の受検状況等に関する実態把握を行う。

(5) 研究の推進 21億円

「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ、肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進する。また、平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」の趣旨を踏まえ、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な研究を推進する。

(主な事業)

- ・肝炎研究基盤整備事業費 35百万円
- ・肝炎等克服緊急対策研究経費 (※厚生科学課計上) 16億円
 肝炎ウイルスの持続感染機構の解明や肝疾患における病態の進展予防及び新規治療法の開発等を行う、肝炎に関する基礎、臨床、疫学研究等を推進する。

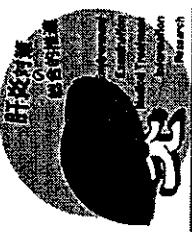
⑥・健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト **元気な日本復活特別枠** (※厚生科学課計上) 5億円

平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」の趣旨を踏まえ、新規感染の発生予防等を目的とした肝炎感染予防ガイドライン等策定のための研究、医療従事者に対する効果的な研修プログラム策定に関する研究等、肝炎対策を総合的に推進するための基盤に資する行政的な研究を行う。

肝炎対策

事 項	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予 算 額 (案)	備 考
肝炎対策の推進	百万円 <23, 643> 21, 565	百万円 <23, 777> 21, 591	
1. 肝炎治療促進のための環境整備	<18, 007> 18, 007	<15, 245> 15, 245	感染症対策特別促進事業費 15,126 ④ 肝炎患者支援手帳事業(特別枠) 53 ⑤ 地域肝炎治療コーディネーター養成事業(特別枠) 66
2. 肝炎ウイルス検査の促進	< 2, 640> 2, 640	< 5, 472> 5, 472	特定感染症検査等事業費 1,653 ④ 一部特別枠(再掲) 98 健康増進事業 3,819 ④ 一部特別枠(再掲) 3,226
3. 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応	< 751> 674	< 736> 667	感染症対策特別促進事業費 660 ・肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置等 ・かかりつけ医等の研修等
4. 国民に対する正しい知識の普及と理解	< 214> 208	< 178> 172	④ 肝炎総合対策費 12 ・都道府県等における検査の受診勧奨等の普及啓発 肝炎対策推進協議会経費 2 ④ 感染症対策特別促進事業費 57 ・都道府県等における検査の受診勧奨等の普及啓発(自治体) ④ 肝炎検査受検状況実態把握事業(特別枠) 100
5. 研究の促進	< 2, 031> 36	< 2, 146> 35	肝炎研究基盤整備事業費 35 厚生労働科学研究費 ④ 肝炎等克服緊急対策研究経費 1,611 ④ 健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト(肝炎分) 500 (※厚生科学課計上)

< > は他局計上分を含む



肝炎総合対策の5本柱

平成23年度政府予算案

238億円（236億円）

うち特別枠分で
40億円

1. 肝炎治療促進のための環境整備

- 肝炎患者支援手帳事業【特別枠】
- 地城肝炎治療センター養成事業【特別枠】

2. 肝炎ウイルス検査の促進

- 特定感染症検査等事業における出張型検診の実施【特別枠】
- 肝炎ウイルス検診への個別勧奨メニューの追加【特別枠】

3. 肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、 相談体制整備などの患者支援 等

- 肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、
相談体制整備などの患者支援 等

4. 国民に対する正しい知識の普及啓発

- 肝炎検査受検状況実態把握事業【特別枠】

5. 研究の推進

- 健康長寿社会実現のためのライフスタイルプロジェクト（肝炎分）【特別枠】

H23政府予算案(元気な日本復活特別枠)

国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業

早期発見・早期治療を中心とした肝炎対策の充実を図り、適切な肝炎治療に結びつけ、国民の命を守る。

既存事業へのメニューの追加

- 肝炎患者支援手帳の作成・配布
- 地域肝炎治療コーディネーターの養成
- 肝炎患者等支援対策事業（旧肝炎対策事業）のメニューに追加
(補助先：都道府県 補助率：1／2)
- 特定感染症検査等事業における出張型検診の実施
- 特定感染症検査等事業（緊急肝炎ウイルス検査）のメニューに追加
(補助先：都道府県、保健所設置市、特別区 補助率：1／2)
- 肝炎ウイルス検診における個別勧奨の実施
- 健康増進事業のメニューに追加
(補助先：市町村 補助率：1／3)

国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業(平成23年度予算案計上額)

- ・ 肝炎患者支援手帳の作成・配布
　　肝炎患者等に対して、肝炎の病態・肝炎医療に関する制度等を記載した「肝炎患者支援手帳」を配布し、今後の適切な治療を促進する。
- ・ 地域肝炎治療コーディネーターの養成
　　市町村の保健師、地域医療機関の看護師等を対象として、検査の受検勧奨方法や要診療者に対する受診勧奨方法、肝炎に関する既存制度の知識について習得させ、肝炎患者等に対する肝炎治療のコーディネートができる者を養成する。
- ・ 特定感染症検査等事業における出張型検診の実施
　　各地域の医師会等と連携するなどにより、出張型の肝炎ウイルス検診を実施することで受検の促進を図るとともに、健康保持に対する支援を行う。
- ・ 健康増進事業の肝炎ウイルス検診へ個別勧奨メニューを追加
　　3,226百万円
　　市町村が実施している肝炎ウイルス検診において、40歳以上5歳刻みの方を対象として、受検に係る自己負担額の軽減が可能な個別勧奨メニューを追加し、未受検者に対する受検促進の一層の強化を図る。

事業概要

国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業

平成23年度予算(案) 35億円

検査

- ・検査体制の整備
- ・検査体制の利便性の向上 等

- ✓ 肝炎検査の重要性への認識が不十分
「忙しい」、「時間がない」、「関係ない」
などで検査を受けない

- ①肝炎検査強化(出前検診)(1億円)
各地域の医師会等と連携するなどにより、出張型の検査も実施できるようにすることで、受検の利便性の向上を図る

- ②健康増進事業に個別勧奨メニューを追加
(32億円)
40歳以上5歳刻みの者に対し、個別勧奨を行い、一層の受検促進を図る

- ③肝炎検査受検状況実態把握(1億円)
受検率等の推計に資するため、受検状況の実態を把握する

治療

- ・診療体制の整備
- ・経済的負担の軽減 等

- ✓ 個別の働き掛け

一步踏み込んだ 積極的な取組

- ✓ 感染判明後、自覚症状がないため受診しないなどの個々の事情に十分対応できていない

普及啓発

- ・肝炎に関する正しい
知識の普及

- ✓ 早期発見・治療の必要性について、 국민に十分浸透していない

- ④肝炎患者支援手帳の作成・配布
(0.5億円)

- ・全国で47万人分

- ⑤地域肝炎治療コーディネーターの養成
(0.7億円)
- ・検査後の受診勧奨や治療の相談を実施
 - ・全国で約2千人の養成を目指す

- 受検勧奨を通じて必要性等の周知に取り組む

平成23年度肝炎治療特別促進事業(案)

B型・C型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療及び
核酸アノログ製剤治療への医療費助成を行う。

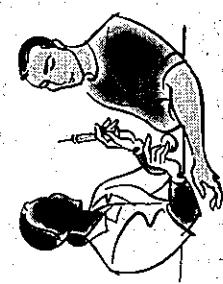
実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療 B型肝炎の核酸アノログ製剤治療
自己負担	原則 1万円 ただし、上位所得階層については、2万円
財源負担	国：地方 = 1 : 1
予算案	151億円
総事業費	302億円

肝炎ウイルス検査の促進

- 保健所における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の整備
(特定感染症検査等事業)

検査未受診者の解消を図るため、医療機関委託など利便性に配慮した検査体制を整備。

※ 緊急肝炎ウイルス検査事業の延長



【特】特定感染症等事業における出張型検診の実施 1億円
都道府県等が、保健所や委託医療機関で実施している肝炎ウイルス検査について、出張型の検査も実施することとし、検査のより一層の促進を図る。

- 市町村における肝炎ウイルス検診等の実施 (健康増進事業)

- 【特】肝炎ウイルス検診への個別勧奨メニューの追加 32.3億円

40歳以上5歳刻みの者を対象として、受検に係る自己負担の軽減が可能な個別勧奨メニューを追加し、検査未受検者への受検促進の一層の強化を図る。

肝疾患診療連携拠点病院一覧

平成23年1月1日現在

都道府県名	施設名	所在地
北海道	国立大学法人 北海道大学病院	札幌市北区北14条西5
	国立大学法人 旭川医科大学病院	旭川市緑が丘東2条1
	札幌医科大学附属病院	札幌市中央区南1条西16
青森県	国立大学法人 弘前大学医学部附属病院	弘前市本町53
岩手県	岩手医科大学附属病院	盛岡市内丸19-1
宮城県	国立大学法人 東北大大学病院	仙台市青葉区星陵町1-1
秋田県	国立大学法人 秋田大学医学部附属病院	秋田市広面蓮沼44-2
	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4-30
山形県	国立大学法人 山形大学医学部附属病院	山形市飯田西2-2-2
福島県	公立大学法人 福島県立医科大学附属病院	福島市光が丘1番地
茨城県	株式会社日立製作所 日立総合病院	日立市城南町二丁目1番1号
	東京医科大学茨城医療センター	稻敷郡阿見町中央三丁目20番1号
栃木県	自治医科大学附属病院	下野市薬師寺3311-1
	獨協医科大学病院	下都賀郡壬生町北小林880
群馬県	国立大学法人 群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町3-39-15
埼玉県	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷38
千葉県	国立大学法人 千葉大学医学部附属病院	千葉市中央区亥鼻1-8-1
神奈川県	横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町4-57
	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-1-1
	北里大学東病院	相模原市麻溝台2-1-1
	東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋143
新潟県	国立大学法人 新潟大学医歯学総合病院	新潟市中央区旭町通一番町754番地
富山県	富山県立中央病院	富山市西長江2-2-78
石川県	市立砺波総合病院	砺波市1-61
	国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13-1
福井県	社会福祉法人恩賜財団 福井県済生会病院	福井市和田中町舟掘7-1
山梨県	国立大学法人 山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110
長野県	国立大学法人 信州大学医学部附属病院	松本市旭3-1-1
岐阜県	国立大学法人 岐阜大学医学部附属病院	岐阜市柳戸1-1
静岡県	順天堂大学医学部附属静岡病院	伊豆の国市長崎1129
	國立大学法人 浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山1-20-1
愛知県	國立大学法人 名古屋大学医学部附属病院	名古屋市昭和区瑞穂町65
	名古屋市立大学病院	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川邊1
	藤田保健衛生大学病院	豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98
三重県	愛知医科大学病院	愛知郡長久手町大字岩作字雁又21
	國立大学法人 三重大大学医学部附属病院	津市江戸掘2-174
滋賀県	國立大学法人 滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町
	大津赤十字病院	大津市長等一丁目1-35
京都府	國立大学法人 京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護院川原町54
	京都府立医科大学附属病院	京都市上京区河原町通広小路北の堀井町465
大阪府	関西医科大学附属淀井病院	守口市文園町10番15号
	近畿大学医学部附属病院	大阪狭山市大野東377-2
	國立大学法人 大阪大学医学部附属病院	吹田市山田丘2番15号
	大阪市立大学医学部附属病院	大阪市阿倍野区旭町1-5-7
	大阪医科大学附属病院	高槻市大学町2番7号
兵庫県	兵庫医科大学病院	西宮市武庫川町1番1号
奈良県	公立大学法人 奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町840
和歌山县	独立行政法人 国立病院機構 南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1
鳥取県	國立大学法人 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36番地1
島根県	國立大学法人 島根大学医学部附属病院	出雲市塩治町89-1
岡山県	國立大学法人 岡山大学病院	岡山市庭田町2-5-1
広島県	國立大学法人 広島大学病院	広島市南区鏡1-2-3
	福山市民病院	福山市蔵王町5-23-1
山口県	國立大学法人 山口大学医学部附属病院	宇部市南小串1-1-1
徳島県	國立大学法人 徳島大学病院	徳島市藏本町2-50-1
香川県	香川県立中央病院	高松市番町5-4-16
愛媛県	國立大学法人 愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川
高知県	國立大学法人 高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1
福岡県	久留米大学病院	久留米市旭町67
佐賀県	國立大学法人 佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島5-1-1
長崎県	独立行政法人 国立病院機構 長崎医療センター	長崎県大村市久原2丁目1001-1
熊本県	國立大学法人 熊本大学医学部附属病院	熊本市本荘1-1-1
大分県	國立大学法人 大分大学医学部附属病院	由布市挾間町医大ヶ丘1-1
宮崎県	國立大学法人 宮崎大学医学部附属病院	宮崎郡清武町大字木原5200番地
鹿児島県	國立大学法人 鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1
沖縄県	國立大学法人 琉球大学医学部附属病院	中頭郡西原町字上原207番地
計		46道府県 66施設

肝炎対策基本法

(平成21年法律第97号)

肝炎対策を総合的に策定・実施

- ・ 肝炎対策に関し、**基本理念を定め、**
- ・ **肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、**
- ・ **肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進。**

基本的施策

予防・早期発見の推進

- ・ 肝炎の予防に関する啓発、知識の普及等による予防推進、
- ・ 肝炎検査の方法等の検討、肝炎検査の事業評価、肝炎検査に関する普及啓発等

肝炎医療の均一化促進等

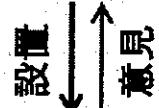
- ・ 専門的な知識・技能を有する医師等、医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備
- ・ 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・ 肝炎医療を受ける機会の確保
- ・ 肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備、等

研究の推進

- ・ 肝炎患者等及びその家族
- ・ 又は遺族を代表する者
- ・ 肝炎医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

肝炎対策基本指針策定

肝炎対策推進協議会



- ・ 資料提出等、要請
- ・ 協議

肝炎対策基本指針

- ・ 公表
- ・ 少なくとも5年ごとに検討
- 必要に応じ、変更

肝硬変・肝がんへの対応

- ・ 治療水準の向上が図られるための環境整備

施策実施には、当たっては、

- ・ 肝炎患者の
人権尊重
- ・ 差別解消
に配慮

役割

- 肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）に基づき、厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（肝炎対策基本指針）を策定しなければならない。（法9条1項）
- 肝炎対策基本指針は、次に掲げる事項について、定めるものとする。（法9条2項）
 - ① 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
 - ② 肝炎の予防のための施策に関する事項
 - ③ 肝炎検査の実施体制及び検査能力の確保に関する事項
 - ④ 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
 - ⑤ 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
 - ⑥ 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
 - ⑦ 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
 - ⑧ 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
 - ⑨ その他肝炎対策の推進に関する重要事項

- 肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、これらの方々の意見を聞くものとする。これからの患者に対する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする。（法附則2条2項）

構成

- 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定しようとときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することともに、肝炎対策推進協議会の意見を聞くものとする。（法9条3項）
- 厚生労働省に、肝炎対策基本指針に關し、第9条第3項に規定する事項を処理するために、「肝炎対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を置く。（法19条）
- 委員は、肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者の中から、厚生労働大臣が任命する。（法20条2項）
- 協議会は、委員20人以内で組織する。（法20条1項）